室蘭市様式５

特定関係調書

令和　　年　　月　　日

（宛先）室蘭市長　青山　剛　様

申請者

住所

商号又は名称

　　　代表者職氏名

申請日現在において、他の室蘭市競争入札参加資格申請者との間における資本関係・人的関係は、次のとおりです。

記

１　資本関係　【　あり　・　なし　】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 商号又は名称 | 所在地（市町村名等） | 地域区分 | 具体的関係 |
|  |  | 市内・準市内・市外 |  |
|  |  | 市内・準市内・市外 |  |
|  |  | 市内・準市内・市外 |  |
|  |  | 市内・準市内・市外 |  |
|  |  | 市内・準市内・市外 |  |

２　人的関係　【　あり　・　なし　】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 役職 | 氏名 | 兼任先の商号又は名称 | 地域区分 | 兼任先役職 |
|  |  |  | 市内・準市内・市外 |  |
|  |  |  | 市内・準市内・市外 |  |
|  |  |  | 市内・準市内・市外 |  |
|  |  |  | 市内・準市内・市外 |  |
|  |  |  | 市内・準市内・市外 |  |

以上

（注）１　１、２は「あり」「なし」のどちらかを○で囲み、「なし」の場合には欄内の記載は不要です。

２　１の具体的関係欄には、申請者から見た関係（親会社、子会社、親会社を同じくする子会社同士）等を記入します。

３　申請後に、特定関係に変更が生じた場合は、その都度、当調書を提出してください。

４　虚偽の記載が判明した場合には、指名停止措置を行うことがあります。

５　記入欄が足りないときは、複数枚を使用してください。

特定関係に該当する場合のイメージ（代表的な例）

１　特定関係とは、競争入札参加資格者間における「資本関係」又は「人的関係」を指します。

２　「資本関係」とは、「親会社」又は「子会社」の関係や「親会社を同じくする子会社同士」の関係を言います。

（１）　「親会社」又は「子会社」の関係にあるとは、次のような場合です。

①　一方の会社Aが他方の会社Bの議決権総数の過半数を所有している関係

　　　　　（A社とB社は、同一の入札に参加できません）

A社（親会社）　　　　　　　　B社はA社の子会社の関係にある者に該当します。

　　　　　　　　　　A社がB社の議決権の過半数を所有

B社（子会社）　　　　　　　　A社はB社の親会社の関係にある者に該当します。

②　一方の会社Aが、①の子会社の関係にあるB社が所有する議決権の総数と合わせて、他方の会社Cの議決権の総数の過半数を所有している関係

（A社、B社及びC社は、同一の入札に参加できません。）

　　A社（親会社）　　　　　　　　　　　B社及びC社は、A社の子会社の関係にある者に該当します。

　　　　　　　　　　　　　　　A社がB社の議決権の過半数を所有

B社（子会社）　　　　　　　　　　　　　A社はB社の親会社の関係にある者に該当します。

　　　　　　　　　　　　　　　A社がB社と合わせてC社の議決権の過半数を所有

　　C社（子会社）　　　　　　　　　　　A社はC社の親会社の関係にある者に該当します。

（２）　「親会社を同じくする子会社同士の関係」とは、次のような場合です。

　　　B社の議決権総数の過半数を所有している会社と、C社の議決権総数の過半数を所有している会社が、いずれもA社である場合におけるB社とC社の関係

（B社及びC社は、同一の入札に参加できません。

　　　　A社（親会社）

A社がB社の議決権総数の過半数を所有

A社がC社の議決権総数の過半数を所有

B社（子会社）　C社（子会社）　　　　　　　　　　B社とC社は、親会社を同じくする子会社同士の関係にある者に該当します。

３　「人的関係」にある者とは、次のような場合です。

　　　　　　　　　取締役等を兼任

　　A社　　　　　　　　　　　　　　　B社

　※　「取締役等」とは、次に掲げる者を言い、監査役、会計参与及び執行役員は該当しません。

ア　会社の代表権を有する取締役（代表取締役）

イ　取締役（社外取締役および指名委員会等設置会社（会社法第２条第１２号に規定する指名委員会等設置会社をいう。以下同じ。）の取締役を除く。）

ウ　会社更生法第６７条第１項又は民事再生法第６４条第２項の規定により選任された管財人

エ　指名委員会等設置会社における執行役又は代表執行役

４　「その他入札の適正さが阻害されると認められる場合」とは、次のような場合です。

　　・Ａ社の取締役等がＢ社の議決権総数の過半数（複数の役員で所有している場合には、その合計が過半数となるときを含みます。）を所有している場合　　など

５　入札参加者が共同企業体である場合の適用

　（１）　矢印で結ばれた２社の間が特定関係にある場合には、同一の入札への参加が認められません。

|  |
| --- |
| 特別共同企業体 |
| 代表者：ａ社 |
| 構成員：ｂ社 |

|  |
| --- |
| 特別共同企業体 |
| 代表者：ｃ社 |
| 構成員：ｄ社 |

（２）　矢印で結ばれた２社の間が特定関係にあっても、同一の入札への参加は**制限されません。**

|  |
| --- |
| 特別共同企業体 |
| 代表者：ａ社 |
| 構成員：ｂ社 |

（注）　上記２～５は、代表的な例を示しています。

　　　　このほかにも特定関係に該当する場合がありますので、詳しくは総務課契約検査係まで、お問い合わせください